

善通寺市空家バンク登録住宅事業所整備補助金

空家の活用を通じて、地域の活性化を図るため、空き家バンク登録住宅を事業者が購入し、事業所として改修する費用について補助金を交付します。対象の改修工事等をお考えの方は、必ず**事前に申請**をしてください。

● 申請できる方

空家バンクに登録された空家を購入した法人事業者または個人事業主

※ 市税を滞納していないこと

※ 補助物件の延べ面積の2分の1以上を事業所として利用すること

※ 3年以上事業を継続すること

(注意) 補助事業の対象となる事業には制限があります

詳しくは市のホームページをご覧ください

● 対象となる物件

- 空家バンク「かがわ住まいネット」に登録されていた住宅
- 耐震性が確保されていること**
- 建築基準法の規定に基づく重大な違反がないこと
- 過去に補助金の交付を受けていないこと

● 補助内容

対象となる空家の改修工事（耐震改修工事等を含む）で、下記に該当しない工事費

- 外構、車庫、倉庫等の改修工事
- 住宅構造の改修工事を伴わない機器・備品等の購入および設置工事
- 庭木のせん定、除草等

● 補助金額

補助対象事業費の2分の1

- 法人事業者 上限400万円
- 個人事業主 上限200万円

● その他

- 事業は交付決定後に工事着手し、申請年度の2月末日までに実績報告書の提出が可能であること
- 施行業者は市内事業者に限る**
- 本補助金の交付申請は1会計年度に1回限り
- 県内で移転を伴う場合は、移転前の建物を空家にしないこと

事業の流れ

業者見積

事前協議

申請書の提出

審査・交付決定

工事着手・実施

実績報告の提出

現地確認・審査

補助金交付

**事業は、必ず交付決定後に着手してください。
着手後の事後申請は受付できません。**

申請書類、工事の内容などについては、事前に市役所にお問い合わせください。

お問合せ

善通寺市 暮らし支援課 電話：0877-63-6343